

経済産業省委託事業

ラオス下位法令調査

2015年6月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

目次

法制度の総論	2
主要な条約	3
主要な知的財産法およびその改正に関する表	4
知的財産関連の法律および規則に関する表	5
知的財産の政令および規則に関する表	7
最新の知的財産法（2007年）（2011年までの改正）の関連規定	8
知的財産に関する最新の政令および規則の関連規定	18
現行の知的財産法、政令および規則の関係	31

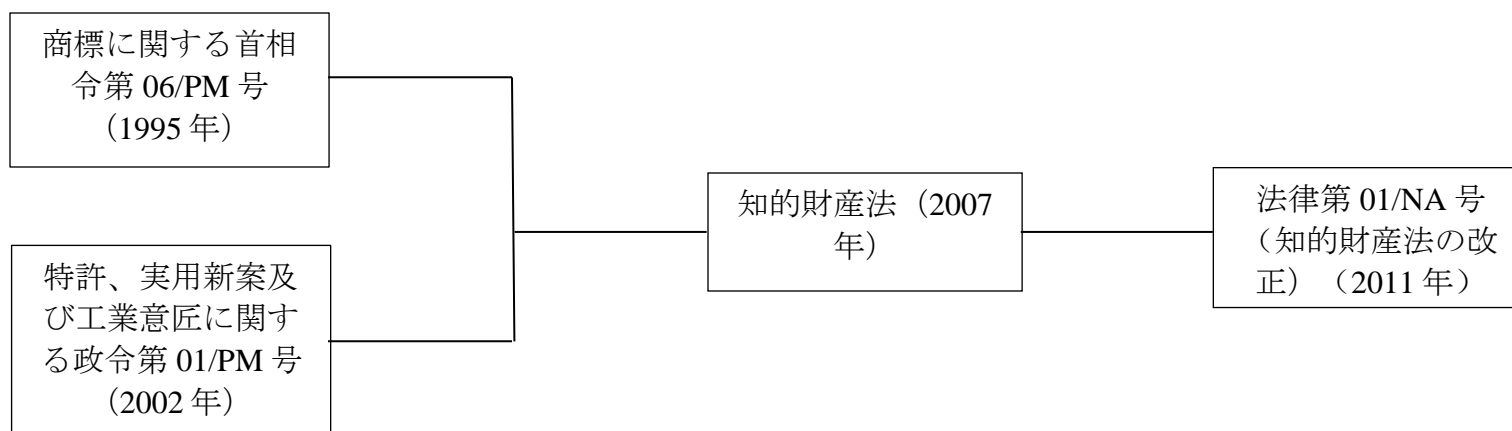
法制度の総論

知的財産は、内閣評議会による行政決定に従い、1990年に制定された。国家科学技術庁（NAST）の知的財産局、標準局および計量局が、ラオスにおける知的財産問題を管轄していた。

1995年1月18日の商標に関する首相令は、ラオスで最初に公布された知的財産に関する公式な法律文書の一つである。

ラオスは、1998年にパリ条約に加盟して知的財産分野における国際社会に加入し、新しい義務を遵守するために、2002年に特許、実用新案および工業意匠に関する政令を制定した。この政令は、外国出願人に対して、外国における従前の出願に関する優先権の主張を認めている。

2007年、ラオスは、あらゆる形態の知的財産を網羅する新しい知的財産法を制定した。



主要な条約

ラオスは既に以下の4つの条約および協定に参加し、非常に新しい法律上の知的財産制度を制定している。

*世界知的所有権機関 (WIPO) (1994年)

*パリ条約 (1998年)

*ベルヌ条約 (2011年)

*特許協力条約 (2006年)

ラオスは現在マドリッド・システムに加入していないが、2015年までに加入することを表明している。

主要な知的財産法およびその改正に関する表

(A)

(B)

(C)

(D)

	知的財産の種類	効力発生日	改正	効力発生日
1	知的財産法（2007年）	2008年4月14日	2011年12月20日の知的財産に関する法律第01/NA号（2011年）	2012年1月16日

知的財産関連の法律および規則に関する表

(A)

(B)

(C)

(D)

	知的財産関連法の名称	効力発生日	規則	効力発生日
1	財産法 (1990 年) (財産法は、紛争事案にかかわる所有権を証明できた個人に対して、幅広い保護を与える)	1990 年 7 月 27 日		
2	農業に関する法律第 01/98-NA 号 (1998 年) (本法は、食物品種の保護に関する条項を含む)	1998 年 11 月 6 日		
3	通信に関する法律第 02/NA 号 (紛争解決の代替手段、著作権および著作隣接権)	2001 年 8 月 25 日		
4	刑事手続法 (知的財産保護に関する司法手続に刑事手続法を適用することができる)	2004 年 6 月 14 日		
5	民事手続法 (知的財産および関連する法律の権利行使)	2004 年 6 月 14 日		
6	海外投資の促進に関する法律 (2004 年) (本法は、海外直接投資を目的とした経済的資産としての知的財産に関する)	2005 年 11 月 15 日		

	条項を含む)			
7	税法 (2005 年) (知的財産権に関連する「所得税」)	2005 年 6 月 25 日		
8	関税法 (2005 年) (関税局は、知的財産権を侵害する商品の検査および押収を行う権限を有する。関税局は、関連当局が発行したライセンスに定められた輸入品および輸出品の数量、種類および原産地を検証する)	2005 年 8 月 20 日		
9	刑法 (2005 年) (刑法は、知的財産保護に関する司法手続に適用され、違法行為を行った者から違法な商品のすべてを没収すること、および各品目の価格の 3 倍以下の罰金を科すことが認められている)	2006 年 1 月 9 日		
10	事業に関する法律第 11/NA 号 (2005 年) (本法は、商号に関する条項を含む)	2005 年 11 月 9 日		

知的財産の政令および規則に関する表

(A)

(B)

(C)

(D)

	政令	効力発生日	規則	効力発生日
1	商標登録に関する首相令第 06/PM 号 (1995 年) (本政令は、1992 年以來ラオスに設定されている商標登録制度を定める)	1995 年 1 月 18 日	商標の登録に関する首相規則第 466/STE-PMO 号 (2002 年)	2002 年 3 月 7 日
2	1998 年 11 月 6 日の農業に関する法律の施行に関するラオス人民民主共和国大統領令第 105/PO 号	1998 年 11 月 6 日		
3	特許、小特許および工業意匠に関する首相令第 01/PM 号 (2002 年)	2002 年 1 月 17 日	特許、小特許および工業意匠に関する政令の執行に関する規則第 22/STE-PMO 号 (2003 年)	2003 年 2 月 18 日
4	取引競争に関する政令第 15/PMO 号 (2004 年)	2004 年 8 月 1 日		
5	知的財産法の公布に関するラオス人民民主共和国大統領令第 06/P 号	2008 年 1 月 14 年		
6	知的財産改正法の公布に関する 2012 年 1 月 16 日のラオス人民民主共和国大統領令第 054/PO 号	2012 年 1 月 16 日		

最新の知的財産法（2007年）（2011年までの改正）の関連規定

条項	概要
第Ⅰ章：総則	
1	法の目的
2	「知的財産」の定義
3	法律上のいくつかの用語の定義
4	知的財産に関する国家政策
5	知的財産に関する一般原則
6	法の適用範囲
7	国際協力
第Ⅱ章：知的財産	
8	知的財産の構成
9	工業所有権の対象
10	植物新品種の対象
11	著作権および著作隣接権の対象
第Ⅲ章：工業所有権	
第1節：工業所有権の要件	
12	工業所有権に関する保護登録証の取得要件
13	特許の取得要件

14	小特許の取得要件
15	工業意匠登録証の取得要件
16	商標登録証の取得要件
17	集積回路の回路配置登録証の取得要件
18	地理的表示登録証の取得要件
19	商号に関する規定
20	トレード・シークレットの要件
第2節：保護を受けることのできない工業所有権	
21	特許または小特許を取得できない発明または実用新案に関する規定
22	工業意匠登録できない意匠に関する規定
23	商標登録できないマークに関する規定
24	集積回路の回路配置登録できない物に関する規定
25	登録できない地理的表示に関する規定
第3節：工業所有権の保護	
26	工業所有権の保護を受けられる者に関する規定
27	出願に関する規定
28	出願の検討に使用される原則
29	優先権に関する規定
29	一定の公開状態における発明、実用新案、工業意匠および商標の一時的保護に関する規定
30	特許または小特許の出願要件

31	工業意匠登録に関する出願要件
32	商標登録に関する出願要件
33	集積回路の回路配置登録に関する出願要件
34	地理的表示登録に関する出願要件
35	追加情報の規定
36	出願に使用される言語の規定
37	工業所有権登録出願の方式審査の規定
38	工業所有権出願の公開に関する規定
39	工業所有権出願の実体審査に関する規定
40-41	工業所有権出願の実体審査に関する規定
42	出願の補正および分割に関する規定
43	工業所有権出願の放棄に関する規定
44	登録に関する規定
45	工業所有権の消滅に関する規定
第4節：工業所有権者	
46	工業所有権者に関する規定
47	工業所有権者の権利に関する規定
第5節：工業所有権の保護期間	
48	特許の保護期間
49	小特許の保護期間
50	工業意匠の保護期間

51	商標の保護期間
52	集積回路の回路配置の保護期間
53	地理的表示の保護期間
54	トレード・シークレットの保護期間
第6節：工業所有権者の権利および義務	
55	特許権者および小特許権者の権利に関する規定
56	工業意匠権者の権利に関する規定
57	商標権者の権利に関する規定
58	集積回路の回路配置の所有者の権利に関する規定
59	地理的表示登録権者の権利に関する規定
60	トレード・シークレットの所有者の権利に関する規定
61	テストまたはその他のデータの保護に関する規定
62	工業所有権者の義務に関する規定
第7節：工業所有権の権利の制限	
63	特許権者または小特許権者の承認を得ずに利用する権限に関する規定
64	商標不使用に関する規定
65	集積回路の回路配置の条件
66	地理的表示の利用に関する規定
第IV章：植物新品種	
第1節：植物新品種の要件	
67	記載された属および種

68	植物新品種の登録要件
69	新規性に関する規定
70	識別性に関する規定
71	均一性に関する規定
72	安定性に関する規定
73	品種名称に関する規定
第2節：植物新品種の登録	
74	出願の提出資格に関する規定
75	優先性に関する規定
76	登録出願に関する規定
77	審査に関する規定
第3節：植物新品種所有者の権利および義務	
78	食物品種所有者の権利に関する規定
79	植物新品種の保護期間に関する規定
80	一時的保護に関する規定
81	植物新品種所有者の義務に関する規定
第4節：植物新品種に関する例外および制限	
82	育成者の権利の例外
83	育成者の権利の消尽に関する規定
84	通商を規制する措置に関する規定
85	育成者の権利の無効に関する規定

86	育成者の権利の取消しに関する規定
87	公益に基づく制限に関する規定
第V章：著作権および著作隣接権	
第1節：著作権の保護	
88	保護を受けられる著作物のリスト
89	二次的著作物
90	著作権の保護を受けられる項目のリスト
第2節：著作隣接権の保護	
91	保護を受けられる者に関する規定
92	著作隣接権の保護資格に関する規定
第3節：著作権または著作隣接権の届け出	
93	著作権または著作隣接権の届け出に関する規定
94	著作権または著作隣接権の届け出の記録に関する規定
第4節：著作権者	
95	著作権者に関する規定
96	演劇および映画著作物の創作に貢献した者に関する規定
97	著作者人格権に関する規定
98	経済的権利に関する規定
99	人格権および経済的権利の侵害に関する規定
100	コンピューター・プログラマーおよびデータ編集の著作権に関する規定
101	伝統的な文学作品および芸術作品に関する規定

第5節：著作隣接権者	
102	著作隣接権者に関する規定
103	実演家の著作者人格権
104	実演家の経済的権利に関する規定
105	録音録画制作者の権利に関する規定
106	実演家および録音録画制作者の報酬に対する権利に関する規定
107	放送および放送事業者の権利に関する規定
108	著作隣接権への侵害に関する規定
第6節：著作権および著作隣接権の保護期間	
109	著作権の保護期間
110	著作隣接権の保護期間
第7節：著作権および著作隣接権の制限および義務	
111	公正利用に合致する行為に関する規定
112	著作隣接権の制限および例外に関する規定
113	著作権者および著作隣接権者の義務に関する規定
第8節：共同管理組織	
114	共同管理組織に関する規定
115	著作権および著作隣接権を管理する協会の役割に関する規定
116	著作権および著作隣接権を管理する協会の権利および義務に関する規定
第VI章：知的財産および不正競争違反	
第1節：知的財産に対する侵害	

117	工業所有権侵害に関する規定
118	食物品種権侵害に関する規定
119	著作権および著作隣接権侵害に関する規定
120	不正競争に関する規定
121	商標偽造に関する規定
122	著作権侵害に関する規定
第 VII 章：紛争解決	
第 1 節：紛争解決の方式	
123	紛争解決の方式に関する規定
124	紛争解決の方式を選択する権利に関する規定
125	和解に関する規定
126	調停に関する規定
127	行政解決に関する規定
128	国境での知的財産紛争を行政解決する場合の規定
129	経済紛争処理委員会を通じての解決に関する規定
130	人民裁判所への訴訟提起に関する規定
131	国際紛争解決に関する規定
第 2 節：司法手続および執行	
132	知的財産権侵害の裁判審理に関する規定
133	原告に関する規定
134	知的財産侵害についての人民裁判所の司法手続に関する規定

135	知的財産執行手続における特別な証拠問題に関する規定
136	無効および取消しに関する規定
137	民事執行の救済に関する規定
138	損害賠償の裁定に関する規定
139	情報の権利に関する規定
140	被告の補償に関する規定
141	暫定措置
142	暫定措置の申請要件
143	他方当事者に意見陳述の機会を与える措置に関する規定
144	暫定措置の検証
145	知的財産に関する刑事犯罪の規定
第 VIII 節：管理および査察	
第 1 節：管理	
146	知的財産行政機関の規定
147	科学技術省の権利および義務に関する規定
148	科学技術に関して、省および市政府の機関が有する権利および義務に関する規定
149	知的財産活動について責任を負う公務員の禁止規定
第 2 節：査察	
150	知的財産査察機関に関する規定
151	査察期間の権利および義務に関する規定
152	知的財産の査察の方式に関する規定

153	国境検問所における知的財産の査察に関する規定
154	他の機関による査察に関する規定
第 IX 章：裁定および制裁	
155	裁定方針に関する規定
156	発明者および創造者の方針に関する規定
157	侵害に対する措置に関する規定
158	教育および警告措置に関する規定
159	懲戒措置に関する規定
160	罰則に関する規定
161	民事上の措置に関する規定
162	刑事上の措置に関する規定
162	追加措置に関する規定
第 X 章：最終規定	
163	法の施行
164	法の執行

知的財産に関する最新の政令および規則の関連規定

商標登録に関する首相令第06/PM号(1995年)

第I章：総則

第1条：本政令の目的

第2条：「標章」および「商標」の定義

第3条：ラオス人民民主共和国が、法律および規則に基づき全国の商標を管理および保護することを定める。

第4条：商標は、ラオスで登録された場合に保護を受けられる旨を定める。

第5条：外国籍の自然人または法人に関する規定

第6条：自然人または法人は、ラオスで登録された商標を使用する場合、事前に登録商標権者の許諾を得なければならないこと、またその旨を科学技術環境庁に届け出なければならないことを定める。

第II章：商標登録

第7条：商標登録出願に必要な書類

第8条：科学技術環境庁が商標登録出願を受理および検査し、登録証を発行し、かつ上記登録の結果を公告することを定める。

第9条：「団体商標」の規定

第 10 条：2 人または数人が、同一分類の同一または混同を生じさせる類似の商標の登録を出願する場合の規定

第 11 条：商標権の存続期間が登録出願日から 10 年間であり、10 年ごとに更新できる旨を定める。

第 12 条：登録を受けることができない商標の規定

第 III 章：登録により付与される権利

第 13 条：登録商標権者の権利の規定

第 14 条：登録商標権者の排他的権利が消滅した場合の規定

第 15 条：優先権の規定

第 16 条：所有権の変更および権利の移転に関する規定

第 IV 章：権利侵害者に対する措置

第 17 条：自然人または法人が所有者の許諾を得ずに登録商標を使用し、または商標の使用に関連して不正競争を行うことは、商標権侵害とみなされることを規定する。

商標権侵害者に対しては、ラオスの法律に基づき警告が与えられ、または法律的制裁が科される。

第 V 章：最終規定

第 18 条：科学技術環境庁が工業および手工業省、商業省および他の関係管轄機関と共同で負う責任

第 19 条：首相府、各省庁、関係組織、省および市政府が、各自の職務に従い本政令の施行について自覚を持ち、かつ責任を負うことを定める。

第 20 条：本政令が署名日に発効することを定める。

第20条：権利の目的および特に国家安全保障、食物、健康または国民経済もしくは関連機関に不可欠な分野の開発に関連するラオス人民民主共和国の公益の観点から、特許権者の特許またはその同意の利用方法が反競争的な行為であると判断された場合の解決

第 21 条：特許出願日から 4 年間、または特許付与日から 3 年間、特許発明が利用されない場合、または十分に利用されない場合の強制実施権の規定

第 III 章：小特許

第 22 条：「小」の定義

第 23 条：「小」付与の要件

第 24 条：小特許の権利

第 25 条：「小」出願を小特許出願に変更する場合の規定

第 26 条：小特許の満了期間および年次手数料の規定

第 27 条：小特許権者の権利および権利の目的ならびにラオス人民民主共和国の公益が、本政令第 18 条、第 19 条、第 20 条および第 21 条の下で適用されたことを定める。

第 IV 章：工業意匠

第 28 条：「工業意匠」の定義

第 29 条：工業意匠付与の要件

第 30 条：国家の道徳風俗および公共秩序に反する工業意匠を登録してはならない旨を定める。

第 31 条：工業意匠権は、本政令第 9 条に基づいて該当する創作者または考案者に帰属することを定める。

第 32 条：工業意匠出願に必要な文書

第 33 条：方式審査の規定

第 34 条：実体審査の規定

第 35 条：工業意匠権の満了期間および更新の規定

第 36 条：利用目的で登録工業意匠を他者に移転することに関する規定

第 37 条：工業意匠権者が、工業意匠権者の同意を得ずに工業所有権を侵害した自然人または法人に対して訴訟を提起する権利を有する旨を定める。

第 V 章：権利侵害者に対する措置

第 38 条：権利侵害者に対する措置の規定

第 39 条：第三者による登録特許、登録小特許または登録工業意匠の取消し

第 VI 章：最終規定

第 40 条：科学技術環境庁が、活動を効果的に監督し、かつ徹底して管理することを確立するため、関連機関と協力して本政令の施行および解釈を詳細な規則に体系化することを委託されている旨を定める。

第 41 条：首相府、各省庁、関連組織、省および市政府が、各自の職務に従い本政令の施行について自覚を持ち、かつ責任を負うことを定める。

第 42 条：本政令が署名日に発効することを定める。

登録商標に関する規則第 466/STEA-PMO 号

第 I 章：総則

第 1 条：本規則の目的

第 2 条：登録商標の商品およびサービスの分類に関する規定

第 3 条：合法的な製造、貿易およびサービス活動に従事する自然人または法人は、商標の登録を希望する場合、科学技術環境庁に連絡しなければならない旨を定める。

第 4 条：外国籍の自然人または法人のためのラオス国内の権限ある代理人に関する規定

第 5 条：ラオスで登録した標章を 5 年間連続して使用しないことを理由として、自然人または第三者が提起する紛争の解決

第 II 章：商標登録の方式

第 6 条：商標登録の各出願は、当該分類の商標登録にのみ使用される。

第 7 条：商標登録の出願に必要な文書

第 8 条：商標権者が複数の分類の商標登録を同時に出願するように要請された場合の規定

第 9 条：商標権者が同時に登録出願する複数の商標を有する場合の規定

第 10 条：方式審査の規定

第 11 条：実体審査の規定

第 12 条：出願の補正に関する規定

第 13 条：出願の補正に必要な文書

第 14 条：商標の譲渡に関する規定

第 15 条：商標の調査に関する規定

第 16 条：商標の取消しに関する規定

第 III 章：商標登録の更新

第 17 条：商標の更新に必要な文書

第 18 条：商標の更新に関する規定

第 19 条：登録商標の更新が期限に提出されない場合の規定

第 IV 章：公定手数料および登録から得られる財源

第 20 条：商標の登録または更新に関する手数料の規定

第 21 条：公開のために商標権者から拋出される資金に関する規定

第 V 章：商標登録に起因する紛争の解決

第 22 条：登録商標権者の自然人または法人が、その商標の違反に関連する紛争の解決を、科学技術環境庁に付託することができる旨を定める。

第 23 条：紛争および他人からの損害賠償請求を解決するための手段を提案する権利に関する規定

第 24 条：侵害を調停手段では解決できない場合の規定

第 VI 章：最終規定

第 25 条：知的財産局、標準局および計量局が本規則の徹底した施行の計画に責任を負うことを定める。

第 26 条：本規則は署名日に発効すること、および本規則に反する従前の他の規則は取り消される旨を定める。

特許、小特許および工業意匠に関する政令第 01/PM 号

第 I 章：総則

第 1 条：本政令の目的

第 2 条：ラオス人民民主共和国の政府が、法令および規則に基づいて特許、小特許および工業意匠を管理および保護することを定める。

第3条：特許、小特許および工業意匠は、ラオス人民民主共和国で登録されている場合またはラオス人民民主共和国に拘束力を有する国際登録機関に登録されている場合に保護されることを定める。

第4条：外国籍の自然人または法人の登録に関する規定

第5条：他者に特許、小特許もしくは工業意匠の使用、または特許発明、考案および工業意匠の利用を許可する場合の規定

第II章：特許

第6条：「特許」の定義

第7条：特許付与の要件

第8条：自然人または法人は、発明が科学技術環境庁またはラオス人民民主共和国に拘束力を有する国際登録機関に登録されている場合に特許権を有する旨を定める。

第9条：特許権の規定

第10条：特許の保護から除外される発明のリスト

第11条：特許出願に必要な文書

第12条：出願の補正に関する規定

第13条：優先権の主張に関する規定

第14条：いずれかの外国出願に関連して必要とされる文書

第 15 条：方式審査の規定

第 16 条：実体審査の規定

第 17 条：特許の満了期間および年次手数料の規定

第 18 条：特許権者が特許発明品を利用するための代替物が有する権利に関する規定

第 19 条：特許権者の同意を得ることなく特許を実施することによりこれを侵害する自然人または法人に対する訴訟提起の権利に関する規定

特許、小特許および工業意匠の政令の施行に関する規則第 322/STEA-PMO 号

第 1 章：総則

第 1 条：特許、小特許および工業意匠に関する政令の施行、ならびにラオス人民民主共和国において特許付与、小特許付与および工業意匠登録証付与を得るための発明、考案の特許出願および工業意匠の登録出願の手続について定める。

第 2 条：発明、考案および工業意匠は、科学技術環境庁から付与されたか、もしくは同庁に登録された場合、またはラオス人民民主共和国に拘束力を有する国際登録機関に登録された場合に保護される旨を定める。

第 3 条：ラオス人民民主共和国において発明、考案の特許出願および工業意匠の登録出願を求める自然人または法人は、科学技術環境庁に直接連絡しなければならない旨を定める。

第 4 条：外国籍の自然人または法人の権限ある代理人に関する規定

第5条：特許権者、小特許権者または工業意匠登録証が、ラオス人民民主共和国において発明、考案または工業意匠の使用を他人に許可する場合の規定

第6条：特許または小特許に関する発明または考案のための保護出願において利用される言語の規定

第7条：科学技術環境庁の登録部が行う発明の保護のための国際出願の手続および方法は、上記の国際出願に関する特定の規則に規定する旨を定める。

第II章：特許

第8条：特許および発明の定義

第9条：特許出願に必要な文書

第10条：外国の国際調査機関または関連する国際組織が発行する調査報告書を特許出願に添付しなければならない。

第11条：出願の分割に関する規定

第12条：同一発明の出願日に先立つ12カ月間の優先権の主張に関する規定

第13条：外国出願に必要な文書

第14条：特許付与を検討する際の原則

第III章：小特許

第15条：小特許の定義

第16条：小特許付与を検討する際の原則

第17条：小特許出願における優先権の主張が、本規則第12条の下で適用された旨を定める。

第18条：小特許の満了期間および年次手数料の規定

第IV章：工業意匠

第19条：工業意匠登録証の定義

第20条：工業意匠出願に必要な文書

第21条：工業意匠権者が、同時に登録出願する複数の工業意匠を有する場合の規定

第22条：第20条に基づく登録部の責任に関する規定

第23条：優先権の主張に関する規定

第24条：出願を調査した後にこれらが第20条の条件をすべて満たしていると判断した場合の登録部の責任に関する規定

第25条：工業意匠の満了期間および年次手数料の規定

第26条：登録の更新に関する規定

第27条：登録部が行う更新要請に関する審査の規定

第28条：更新が遅滞した場合の規定

第V章：発明、考案の特許出願および工業意匠の登録出願に関する改正

第29条：発明、考案の保護のための特許出願または工業意匠の登録出願に関連する変更および修正の規定

第30条：特許、小特許または工業意匠の譲渡に関する規定

第31条：発明、考案または工業意匠の情報取得に関する規定

第32条：特許付与、小特許付与または工業意匠登録証付与の取消しに関する規定

第VI章：公定手数料および登録から得られる財源

第33条：特許の発明出願に関する手数料の規定

第34条：特許維持の手数料に関する規定

第35条：小特許考案の発明出願に関する手数料の規定

第36条：小特許維持の手数料に関する規定

第37条：工業意匠登録の手数料

第38条：工業意匠維持の手数料に関する規定

第39条：特許付与、小特許付与および工業意匠登録の結果を公開するための拠出金に関する規定

第40条：発明、考案または工業意匠の所有者は、登録およびサービスに関する公定手数料を、一定の期間分またはすべての保護期間についてあらかじめ一括で支払うことができる旨を定める。

第VII章：特許、小特許および工業意匠に起因する紛争の解決

第41条：登録発明、登録考案および登録工業意匠の侵害に関連する紛争解決の規定

第42条：紛争および他人からの損害賠償請求を解決するための手段を提案する権利に関する規定

第43条：特許、小特許および工業意匠への侵害を、発明、考案および工業意匠の所有者と被告との間で調停手段により解決できない場合の規定

第VIII章：最終規定

第44条：知的財産局、標準局および計量局は、本規則の徹底した施行を計画するよう付託された旨を定める。

第45条：本規則が署名日に発効する旨を定める。

現行の知的財産法、政令および規則の関係

知的財産法

- 知的財産法 (2007年)
(4ページ、A欄、1列)
- 法律第01/NA号 (2011年)
(4ページ、C欄、1列)

知的財産関連法

- 財産法
(4ページ、A欄、1列)
- 農業に関する法律第01/98-NA号
(4ページ、A欄、2列)
- 通信に関する法律第02/NA号
(4ページ、A欄、3列)
- 刑事手続法
(5ページ、A欄、4列)
- 民事手続法
(5ページ、A欄、5列)
- 海外投資の促進に関する法律
(5ページ、A欄、6列)
- 税法
(5ページ、A欄、7列)
- 関税法
(5ページ、A欄、8列)
- 刑法
(5ページ、A欄、9列)
- 事業に関する法律第11/NA号
(6ページ、A欄、10列)

政令

- 商標登録に関する政令第 **06/PM** 号
(6 ページ、A 欄、1 列)
- 農業に関する法律の公布に関する政令第 **105/PO** 号
(6 ページ、A 欄、2 列)
- 特許、小特許および工業意匠に関する政令第 **01/PM** 号
(6 ページ、A 欄、3 列)
- 取引競争に関する政令第 **15/PMO** 号
(6 ページ、A 欄、4 列)
- 知的財産法の公布に関する政令第 **06/P** 号
(6 ページ、A 欄、5 列)
- 改正知的財産法の公布に関する政令第 **054/PO** 号
(6 ページ、A 欄、6 列)

規則

- 商標登録に関する規則第 **466/STE-PMO** 号
(6 ページ、C 欄、1 列)
- 特許、小特許および工業意匠に関する政令の施行に関する規則第 **22/STE-PMO** 号
(6 ページ、C 欄、3 列)

経済産業省委託

ラオス下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 6 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。